

二度目の緊急事態宣言の影響

2020年度の経済成長率は▲0.3%Pt 低下の見通し

みずほ総合研究所

調査本部 経済調査部

03-3591-1241

- 政府は緊急事態宣言を発令。1都3県を対象に1カ月の実施とする方針だが、感染状況・医療体制を踏まえれば、対象地域の拡大、実施期間の3月末までの延長、規制措置の厳格化の公算大
- 対象地域・実施時期・規制措置について現実的と考えられるシナリオを想定し、日本経済への影響を試算。1~3月期の実質GDPは前期比▲1.6%に。2020年度成長率は▲0.3%Pt低下する見込み
- 規制対象が全国に広がれば2020年度成長率を▲0.6%Pt下押しと影響大。緊急事態宣言の実効性を高めるため、一刻も早い特措法の改正や、より厳格な措置の導入が求められよう

1. はじめに

1月7日（木）、日本政府は昨年春以来、二度目となる緊急事態宣言の発令を決めた。国内の新規感染者数は昨年11月ごろから増加が顕著になり、年末（12/31）には東京都で初めて一日1,000人を突破（1,337人）、全国ベースでは4,500人を超えた。重症者数が増え続けて（1/4時点で731人）、首都圏を中心に医療提供体制のひっ迫が懸念される地域が増加したため、経済活動の制限に慎重な姿勢を維持してきた政府も再度の緊急事態宣言発令を余儀なくされる形になった。

政府が経済活動の制限に慎重だった背景には、昨春の緊急事態宣言時の景気の落ち込みが深刻だったことがある。緊急事態宣言が発令されていた時期（4/7~5/25）を含む2020年4~6月期の実質GDPは、前期比▲8.3%（年率▲29.2%）と戦後最悪のマイナスを記録した。

今回の緊急事態宣言についても、経済活動にネガティブな影響を与えることは間違いない。もっとも、前回の緊急事態宣言と今回では経済活動の制限内容が異なることに加え、人々の反応も違う可能性が高く、景気への影響が当時と同じになるとは限らない。本稿では、前回と今回の緊急事態宣言の相違点を整理した上で、今後想定されるシナリオと景気への影響について述べる。

2. 前回の緊急事態宣言と今回の相違点

前回の緊急事態宣言との違いの一つは、対象地域である。昨春は4月7日の発令時点で7都府県（東京・大阪・神奈川・千葉・埼玉・兵庫・福岡）が対象とされていたが、4月16日に全国に拡大するという経過をたどった（図表1）。今回は発令時点で4都県（東京・神奈川・千葉・埼玉）に対象が限定されている点に違いがある。

第二に、営業活動等の制限を要請する範囲が異なっている。前回は飲食店への時短営業要請だけでなく、遊興施設や劇場、商業施設などにも休業が要請された（図表2）。今回はクラスターの多くが飲

食店で発生していると感染症対策分科会が分析していることから、飲食店に対する時短要請に的を絞った内容となり、商業施設等に対しては休業要請ではなく、時短の「働きかけ」にとどまる。

第三に、期間の違いである。昨春の緊急事態宣言は当初1カ月間の予定で始まったが、1カ月間延長された後、1週間前倒して解除された。結局、宣言から解除に7週間を要したことになる。今回もとりあえず1カ月程度の想定でスタートしており、その間に感染収束のメドが立てば前回より短い期間で済むことになる。

図表 1 昨春の緊急事態宣言の経過

日付	政府の対応等
2月26日	イベント等の中止・延期を要請
2月27日	全国の学校(小中高)に休校を要請
4月7日	7都府県(東京・大阪・神奈川・千葉・埼玉・兵庫・福岡)に緊急事態宣言(～5/6)
4月16日	緊急事態宣言を全国に拡大
5月4日	緊急事態宣言を5月末まで延長
5月14日	8都道府県(東京・北海道・大阪・京都・千葉・埼玉・神奈川・兵庫)以外の緊急事態宣言を解除
5月21日	3府県(大阪・京都・兵庫)の緊急事態宣言を解除
5月25日	緊急事態宣言を全面解除

(出所) 各種報道・資料より、みずほ総合研究所作成

図表 2 前回の緊急事態宣言との比較

		前回の緊急事態宣言	今回の緊急事態宣言(発令時点)
期間		2020年4月7日～5月25日(7週間)	2021年1月8日～2月7日(4週間)
対象地域		全国(4/16～5/13) (4/7～4/15 :7都府県) (5/14～5/20:8都道府県) (5/21～5/25:5都道県)	1都3県 (東京・神奈川・千葉・埼玉)
制限内容	休校要請	○	×
	休業要請	遊興施設／運動・遊戯施設／劇場／商業施設など	×
	時短要請	飲食店(夜20時まで) (酒類等の提供は夜19時まで)	飲食店(夜20時まで) (酒類等の提供は夜19時まで)
	時短働きかけ	×	遊興施設／運動・遊戯施設／劇場／商業施設など(夜20時まで)
	イベント自粛要請	○	×
	外出自粛	不要不急の外出抑制	不要不急の外出抑制 (夜20時以降の外出自粛徹底)
	通勤抑制	テレワーク・時差通勤の推奨 (出勤70%削減を目安)	テレワーク・時差通勤の推奨 (出勤70%削減を目安)

(出所) 各種報道・資料より、みずほ総合研究所作成

3. 今後、想定されるシナリオ

(1) 対象地域が拡大、期間が長期化する可能性大

前回の緊急事態宣言に比べると、対象地域は狭く、経済活動への制限も緩い形で始まった今回の緊急事態宣言だが、みずほ総合研究所では今後、対象地域が拡大するとともに期間も長期化する可能性が高いと考えている。以下、当社が想定するシナリオについて述べる。

まず、対象地域については、来週中に他の大都市圏に拡大する可能性が高い。すでに要請を決定した大阪・京都・兵庫に加えて、愛知・福岡にも拡大すると予測している。これらの地域では、足元で新規感染者数が過去最高を更新しており、すでに病床使用率がステージⅣの基準（50%以上）に達しているところもある。昨年末のモビリティ増加の影響から感染拡大は少なくとも1年半ばくらいまで続くとみられ、これらの地域が緊急事態宣言の要請に至る蓋然性は高い。

さらに、昨春に比べて大幅に感染者数が増加した後の宣言であることに加えて、経済活動の制限内容が前回より弱いことを踏まえると、緊急事態宣言解除までの期間は前回より長引く可能性が高い。具体的には、発令直後のモビリティ減少幅は小さく、1月中の新規感染者数の減少は小幅にとどまると予想される（図表3）。結果として、政府は1月末ごろにインフルエンザ対策等特別措置法（特措法）を改正して要請に応じない事業者への罰則を導入するほか、娯楽施設の休業やイベント開催の自粛など、より厳しい制限措置を講じることになる（なお、感染拡大リスクが相対的に低い商業施設などについては制限強化後も時短の働きかけにとどまると想定している）。それによって大きくモビリティを低下させて、新規感染者数の減少ペースを速めることができたとしても、緊急事態宣言を解除で

図表3 今回の緊急事態宣言後の想定

日付	政府の対応等
1月8日	1都3県に緊急事態宣言を発令 ・対策は飲食店への時短要請拡大（閉店時間の繰り上げ：22時⇒20時）が中心
1月中旬	年末のモビリティ増の影響で新規感染者数の増加が継続 緊急事態宣言の対象に5府県（大阪・京都・兵庫・愛知・福岡）を追加
1月下旬	緊急事態宣言発令の2週間後（20日ごろ）から新規感染者数は減少に転じるが、飲食店等の時短拡大のみではモビリティ減に限られ、新規感染者数の前週比倍率は0.90倍程度までしか低下せず重症者数の増加が続き、東京都の重症病床使用率は100%超に
1月末	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）改正 政府は時短要請に応じない飲食店への罰則導入のほか、娯楽施設等の休業やイベント開催の自粛などを追加で要請
2月上旬	制限強化により、首都圏のモビリティは2020年4～6月期並みの水準まで減少 緊急事態宣言を1カ月延長
2月中旬	新規感染者数の前週比倍率が0.70倍程度（2020年4月の0.65倍に近い水準）に低下
2月下旬	1都3県の重症病床使用率が100%を下回る
3月上旬	緊急事態宣言を再度延長
3月下旬	1都3県の重症病床使用率がステージⅢ（50%未満）に 緊急事態宣言解除（結果として緊急事態宣言の期間は12週間に）

（出所）みずほ総合研究所作成

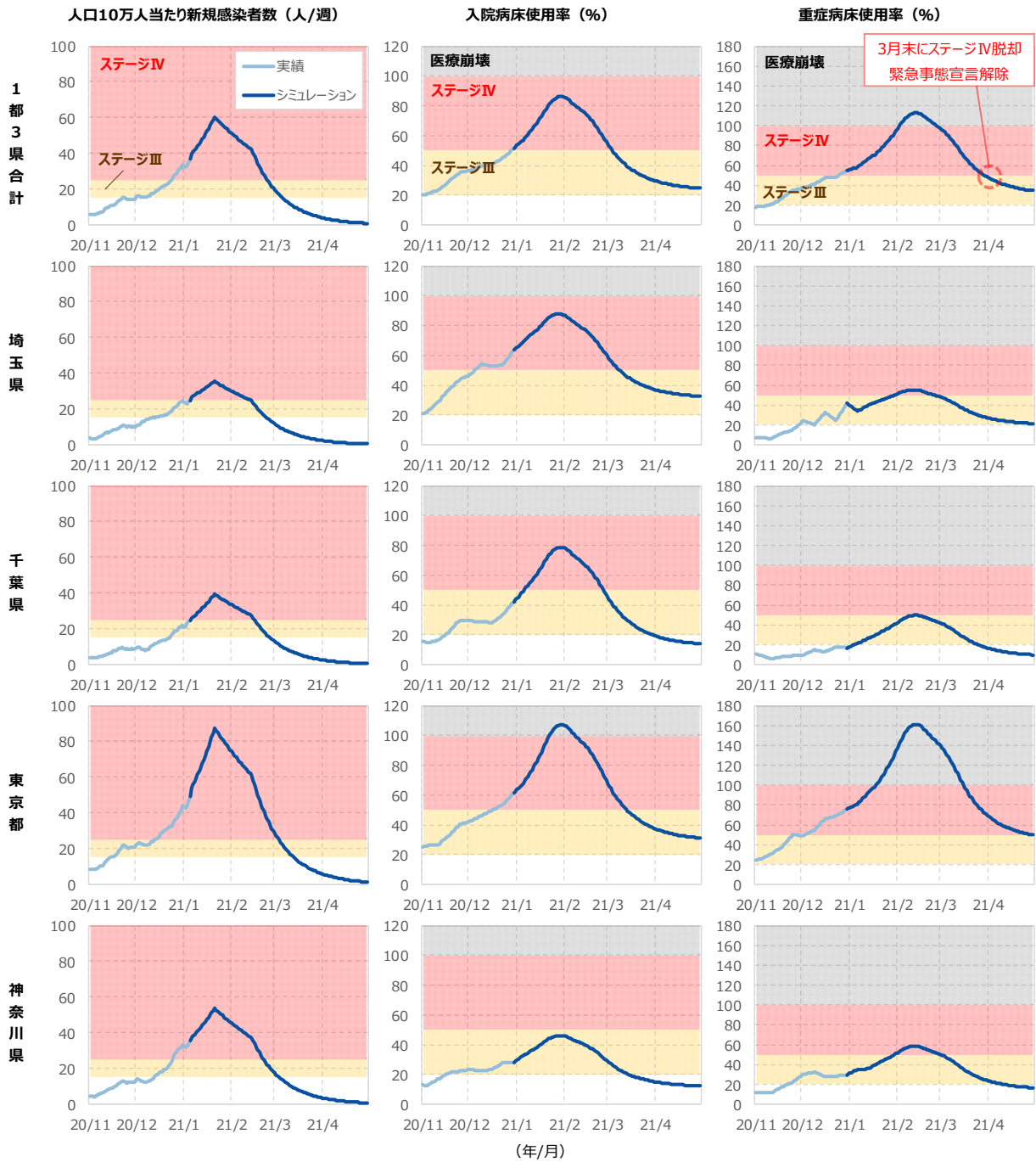
きる状態になるには3月末（発令から12週間後）頃までかかるとみられる。

(2) 1都3県の感染状況・医療体制シミュレーション

上記のシナリオ構築に際し、首都圏の1都3県を対象に感染状況・医療体制シミュレーションを実施した¹。以下、シミュレーションの前提と結果について解説しよう。

まず、1月8日以降に飲食店の時短営業要請などが実施されるが、新規感染者数にその影響が出始めるまで、潜伏期間や検査期間を考慮すると概ね2週間程度のラグがあると考えられる。したがって、1月8日の宣言発令から14日間は現在の感染増加ペースが続き、14日後以降に新規感染者数が減少を始

図表4 1都3県における緊急事態宣言の影響シミュレーション



(出所) 新型コロナウイルス感染速報 (<https://covid-2019.live/>)、厚生労働省より、みずほ総合研究所作成

めるとの前提をおいた。また、1月末には特措法の改正による罰則措置適用で時短営業要請の実効性が高まるほか、経済活動の一段の制限強化で感染抑制力が強まり、その効果が同様に14日後の2月中旬から現れるとした。

その際の感染減少ペースであるが、当初実施される飲食店の時短営業要請などだけでは、前回2020年4月の緊急事態宣言に比べて制限内容が弱く、前回ほど感染を抑制できない可能性が高い。また、前回発令時は感染増加報道等を受けて人々が自主的に外出を控える動きが広まったが、現状では「コロナ慣れ」が進み、政府による規制や感染増加報道等に対する感応度も低くなっていると考えられる。前回の発令後は1都3県の新規感染者数が平均して前週比0.65倍（＝前週比▲35%）のペースで減少したが²、ここでは当初の感染減少ペースが前週比0.90倍（＝前週比▲10%）程度にとどまると想定した。一方、2月中旬以降は、罰則措置適用と制限強化により、前回の緊急事態宣言発令時に近い感染抑制効果が期待できることから、感染減少ペースが前週比0.70倍（＝前週比▲30%）に速まると想定した。こうした前提に基づくシミュレーション結果を示したものが、図表4である。

新規感染者数は1月21日をピークに減少し始めるが、当初は減少ペースが緩やかなため、宣言から1カ月後の2月7日時点では1都3県合計の人口10万人当たり新規感染者数が47人/週と、宣言解除基準であるステージⅣ脱却（人口10万人当たり新規感染者数が25人未満）に遠く及ばない。また、感染者数に遅れて変動する病床使用率の動きをみると、1都3県の入院病床使用率は1月下旬の86%をピークに低下し始めるが、2月7日時点ではまだ81%と高水準であり、ステージⅣ脱却（50%未満）まで改善しない。重症病床使用率に至っては、100%を超えて更に上昇傾向にあると見込まれ、宣言を解除するどころではないだろう。この試算結果を踏まえると、1カ月間での緊急事態宣言解除は困難であり、2月上旬には緊急事態宣言の延長を余儀なくされると考えられる（ここでは昨春の発令時と同じ1カ月間をメドに延長し、期限が3月7日に設定されるとした）。

なお、東京都の重症病床使用率は、昨年末の時点で既に75%に達しており、シミュレーションでは1月下旬にも100%を超える見込みだ。東京都で対応できない重症者は近隣自治体に移送されると考えられるが、上記の通り、1都3県全体でも重症病床使用率が2月上旬に100%を上回ると試算される。2月中旬のピーク時には重症病床使用率が113%に達し、首都圏全体が事実上の医療崩壊状態になるリスクがある。本稿のシナリオに基づけば、こうした状態は2月上旬から下旬にかけて3週間程度続くと見込まれる。医療崩壊を回避するためには、1月中に東京都を中心として重症病床数を積み増す必要があるだろう（病床数の増加は本稿のシナリオでは考慮していない）。

2月中旬以降は、罰則措置適用と制限強化で感染減少ペースが速まるため、緊急事態宣言が2度目の期限を迎える3月7日時点では、1都3県の人口10万人当たり新規感染者数が14人/週と、ステージⅢの基準（15人/週以上）も下回っていると試算される。また、入院病床使用率も改善が進み、3月7日時点では46%とステージⅣの基準（50%以上）を下回る見込みだ。一方で、重症病床使用率はまだ88%と高く、ステージⅣ脱却には至らないだろう。こうした重症患者に対する医療提供体制の厳しさに鑑み、3月上旬には緊急事態宣言の再延長が想定される。

その後、1都3県の重症病床使用率は徐々に低下し、3月末には48%とステージⅣから脱却する水準に達すると見込まれる。ここにきて、ようやく緊急事態宣言が解除可能な条件が整うこととなる。こうしたシミュレーション結果に基づき、最終的な発令期間が1月8日から3月末までの12週間になると想

定している。

4. 日本経済への影響～サービス消費は減少。前回と対比して GDP への影響は限定的

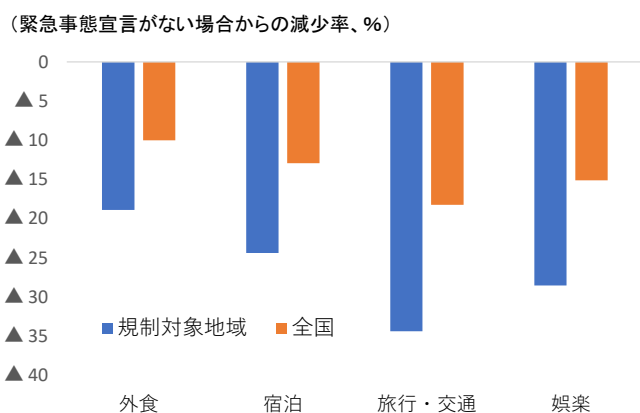
本節では、前節までの議論を踏まえ、緊急事態宣言が日本経済に与える影響について考察する。規制対象地域は9都府県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・福岡県）までの拡大、規制時期は3月までの延長を想定する。規制措置が緩いものとどまる1月のモビリティは2020年7～9月期の水準程度、特措法が改正され規制内容も厳格化される2～3月のモビリティは同4～6月期平均の水準程度（前回の緊急事態宣言発令期間を含む2020年4～5月よりやや高いが相当程度低い水準）まで低下すると想定し、個人消費やGDPへの影響等の試算を行う。

（1）経済への影響～2020年度成長率を▲0.3%Pt下押し。影響は前回の宣言に比べて限定的

今回の緊急事態宣言で大きく影響を受けるのは個人消費、とりわけ対人接触型のサービス消費（外食、宿泊、旅行・交通、娯楽）であると考えられる。ここでは、緊急事態宣言の発令が無かった場合（みずほ総合研究所（2020）で示した見通し）と対比する形で、その影響を試算した。なお、みずほ総合研究所（2020）はGoToトラベル延長による押し上げを織り込んでいたが、ここではGoToトラベルは2021年4～6月期まで停止が続くと想定している³。

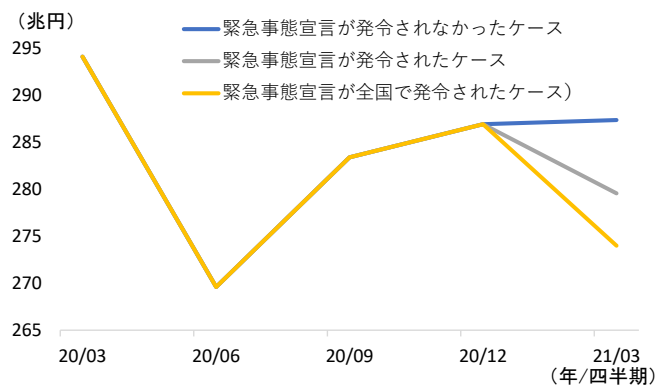
前述したモビリティの低下に伴い、1月の対人接触型サービス消費は2020年7～9月期程度の水準まで低下し、2・3月に同4～6月期程度の水準まで低下することが見込まれる（みずほ総合研究所（2020）で示しているように、モビリティとサービス消費の間には強い相関がみられる）。この場合、1～3月期の対人接触型サービス消費の減少率（緊急事態宣言がなかった場合からの乖離率）は図表5の通りである。規制対象地域では、外食が▲18.9%、宿泊が▲24.4%、旅行・交通が▲34.4%、娯楽が▲28.5%の減少となる。全国でみた場合は外食が▲10.0%、宿泊が▲12.9%、旅行・交通が▲18.2%、娯楽が▲15.1%の減少となる計算だ（内閣府「県民経済計算」（2017年度）によれば、本稿で想定した規制対象地域が日本全国に占めるGDPシェアは53%程度）。

図表 5 対人接触型サービス消費の減少率
(2021年1～3月期)



(出所) JCB/ナウキャスト「JCB消費NOW」などより、みずほ総合研究所作成

図表 6 個人消費のパス比較



(出所) 内閣府などより、みずほ総合研究所作成

対人接触型サービス消費が個人消費に占める割合は15%程度（酒井・矢澤（2020）を参照）であることを踏まえると、1～3月期の個人消費は、緊急事態宣言がなかった場合に比べて▲2.7%（金額にして約2兆円）の減少となる計算だ（商業施設に対する時短の働きかけがなされることで財消費が減少する影響も織り込んでいるが、その影響は限定的である⁴）。前期比で見れば▲2.6%（緊急事態宣言の発令が無かった場合の予測値は同+0.1%）のマイナスとなる見通しである⁵。前回の緊急事態宣言発令時の2020年4～6月期（前期比▲8.3%）と比較すると、個人消費の落ち込み幅は小さいものとなっている（図表6）。前述の通り、1月中の規制が緩い措置にとどまることに加え、規制対象地域が全国ではなく9都府県に限られるためだ。前回発令時と異なり商業施設の営業が継続されることで、財消費の落ち込み幅が小さいと予想されることも影響している。

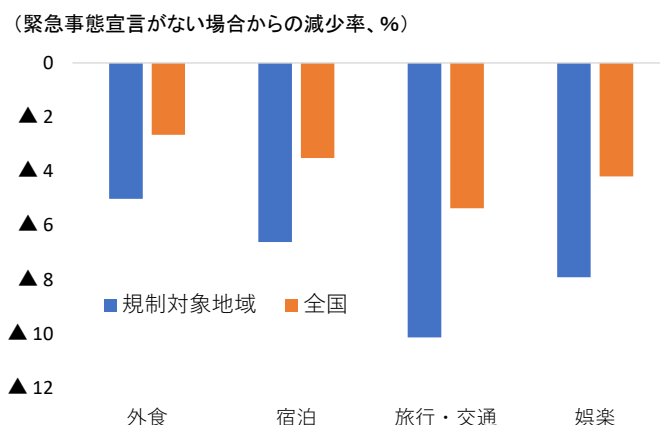
また、1～3月期の実質GDPは、緊急事態宣言がなかった場合に比べて▲1.5%の減少となり、前期比で見ると▲1.6%（年率▲6.3%、緊急事態宣言の発令が無かった場合の予測値は同▲0.2%（年率▲0.6%））と3四半期ぶりのマイナス成長となる公算だ（みずほ総合研究所（2020）は感染拡大を受けて1～3月期の成長率は小幅マイナスを見込んでいたが、緊急事態宣言によりマイナス幅が拡大する格好となる）。これにより、2020年度の実質GDP成長率は▲5.7%と、緊急事態宣言がなかった場合（▲5.4%）から▲0.3%Pt低下する見通しだ（図表7、巻末参考図表）。

次に、雇用者所得への影響をみてみよう。上記の対人接触型サービス消費の落ち込みを踏まえれば、関連業種の売上高の低下は不可避である。2020年度の関連業種の売上高は、図表8の通り、規制対象地域については外食が▲5.0%、宿泊が▲6.6%、旅行・交通が▲10.1%、娯楽が▲7.9%減少する計算となる。日本全体で見れば外食が▲2.7%、宿泊が▲3.5%、旅行・交通が▲5.4%、娯楽が▲4.2%となる計算だ。酒井・矢澤（2020）が指摘しているとおり、これらの業種は損益分岐点比率が高く、人件費調整がなされるリスクが高い。日本全体でみた場合の各サービス業の売上高減少率をショック幅とみなし、産業連関表を用いて雇用者所得への影響を試算すると、雇用者所得は▲0.7兆円、雇用者数で見れば▲22.0万人の下押しとなる（図表9）。産業別にみると、飲食サービスや道路輸送などで影響が

図表 7 個人消費、GDPへの影響

	個人消費		GDP	
	緊急事態宣言無し	緊急事態宣言あり	緊急事態宣言無し	緊急事態宣言あり
1～3月期 (前期比)	0.1	▲2.6	▲0.2	▲1.6
2020年度 (前年度比)	▲5.9	▲6.6	▲5.4	▲5.7

図表 8 対人接触型サービス業の売上高減少率（2020年度）



(注) 「緊急事態宣言無し」はみずほ総合研究所（2020）の見通し

(出所) 内閣府などより、みずほ総合研究所作成

(出所) JCB/ナウキャスト「JCB消費NOW」などより、みずほ総合研究所作成

大きい（図表10）。なお、酒井・矢澤（2020）や嶋中（2020）が指摘している通り、実際には賃金で人件費調整がなされる可能性が高いことから雇用者数への影響はここでの試算よりも小さいものとなるだろう。また、図表9の通りマクロでみた消費への二次波及効果は限定的なものになるとみられる。

以上のように、今回の緊急事態宣言による日本経済への影響は、前回の緊急事態宣言発令時の2020年4～6月期と比較すると限定的なものになる見通しだ。財消費の落ち込み幅が小さいことに加え、生産活動が止まらず輸出への影響が小さいことも、4～6月期と比べて成長率の落ち込み幅を抑制する要因となる。

5. 終わりに～対象地域拡大は経済への影響大。一刻も早く規制の実効性を高める必要

前節まで、緊急事態宣言が及ぼす影響について考察してきた。サービス業を対象に休業要請などの厳しい措置を講じ、感染者数の減少ペースやモビリティを前回の緊急事態宣言発令時に近い程度まで抑制したとしても、2カ月の延長が想定されるという厳しい示唆が得られた。

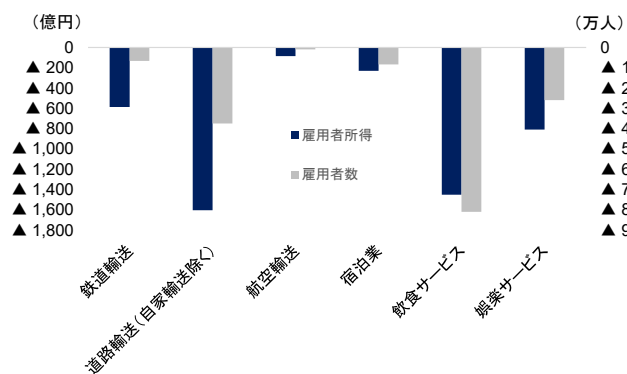
しかし、前節の試算は、あくまで本稿執筆時点における感染状況等を踏まえた想定に基づくものであり、感染状況によっては更なる下振れの可能性がある点には留意が必要だ。

例えば、人々の移動で他地域の感染が拡大した場合、北海道や沖縄県など医療提供体制のひっ迫が懸念される地域を中心に、規制対象地域が拡大することが考えられるだろう。全国を対象に緊急事態宣言が発令されるシナリオも十分にあり得る。仮に本稿の想定と同様の措置が全国で実施された場合、1～3月期の個人消費は前期比▲4.5%まで落ち込むと試算される。1～3月期の実質GDPは前期比▲2.7%とマイナス幅が拡大し、2020年度の実質GDP成長率は▲6.0%と▲0.6%Pt程度低下する計算だ。図表9の通り、雇用者所得は▲1.4兆円、雇用者数でみれば▲41.5万人（産業別では、特に飲食サービスは雇用者所得が▲0.3兆円、雇用者数で▲15.3万人の減少となり影響が大きい）の下押しとなる計算で、インパクトは大きい。加えて、モビリティが十分に減少せず、感染者数の減少が遅れた場合には、緊急事態宣言が4月以降にさらに延長されるリスクもある。

図表 9 雇用者所得への波及
（緊急事態宣言発令がない場合からの低下幅）

	本稿の想定 (9都府県)	全国に発令した場合
雇用者所得 誘発効果(兆円)	▲ 0.7	▲ 1.4
雇用誘発効果(万人)	▲ 22.0	▲ 41.5
個人消費下振れ幅(%) ※雇用所得減の2次波及効果	▲ 0.1	▲ 0.1
GDP下振れ幅(%) ※雇用所得減の2次波及効果	▲ 0.0	▲ 0.1

図表 10 雇用者所得への波及（産業別）
（緊急事態宣言発令がない場合からの低下幅）



(注) 二次波及による消費の下振れ幅は、限界消費性向を0.3として計算している。

(出所) 総務省「産業連関表」などより、みずほ総合研究所作成

(出所) 総務省「産業連関表」などより、みずほ総合研究所作成

経済活動の回復と感染収束の両立は非常に困難な課題だが、重症者数が増加し、医療体制がひっ迫している現状においては、感染収束を優先せざるを得ない。政府の対応が遅れ、感染者数や重症者数の十分な抑制効果が得られなかった場合には、さらに厳しい措置(商業施設等に対する休業要請など)の導入や規制の延長を余儀なくされることになってしまう。結果的には企業の倒産や失業者の増加などにもつながってしまうだろう。

政府には、予備費の活用などにより飲食店など対人接触型サービス業種に対する重点的な支援を行うとともに、緊急事態宣言の実効性を高めることが何よりも求められる。一刻も早く特措法を改正することに加え、モビリティを低下させるためのより厳しい措置を検討する必要があるだろう。

参考図表 日本経済見通し総括表

		2019	2020	2021	2020				2021				2022
		年度	(見通し)	(見通し)	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
実質GDP	前期比、%	▲0.3	▲5.7	2.7	▲0.5	▲8.3	5.3	1.0	▲1.6	0.9	0.9	0.6	0.7
	前期比年率、%	—	—	—	▲2.1	▲29.2	22.9	4.2	▲6.3	3.8	3.6	2.6	2.8
内需	前期比、%	▲0.1	▲4.7	1.8	▲0.2	▲5.2	2.5	0.4	▲1.4	0.9	0.9	0.6	0.6
民需	前期比、%	▲0.7	▲7.2	1.8	▲0.1	▲7.1	2.6	0.6	▲2.0	1.1	1.0	0.6	0.8
個人消費	前期比、%	▲0.9	▲6.6	2.2	▲0.6	▲8.3	5.1	1.2	▲2.6	1.0	1.2	0.5	0.5
住宅投資	前期比、%	2.5	▲7.3	▲4.3	▲3.7	0.5	▲5.8	0.6	▲0.3	▲2.2	▲0.6	▲1.0	0.5
設備投資	前期比、%	▲0.6	▲8.5	2.1	1.4	▲5.7	▲2.4	0.1	▲0.8	1.3	1.1	1.2	1.5
在庫投資	前期比寄与度、%Pt	(▲0.1)	(▲0.1)	(▲0.0)	(0.1)	(0.1)	(▲0.2)	(▲0.2)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
公需	前期比、%	1.9	2.7	1.8	▲0.2	0.6	2.3	▲0.1	0.2	0.5	0.4	0.5	0.3
政府消費	前期比、%	2.0	2.4	1.2	▲0.3	0.3	2.8	▲0.5	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3
公共投資	前期比、%	1.5	4.0	3.9	▲0.0	1.9	0.5	1.3	0.2	1.1	1.2	1.5	0.6
外需	前期比寄与度、%Pt	(▲0.2)	(▲1.0)	(0.9)	(▲0.4)	(▲3.1)	(2.7)	(0.6)	(▲0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)
輸出	前期比、%	▲2.6	▲12.9	9.8	▲5.3	▲17.1	7.0	7.3	0.9	1.5	1.4	1.6	1.5
輸入	前期比、%	▲1.2	▲6.9	4.0	▲3.1	1.4	▲8.8	3.1	2.1	1.4	1.3	1.2	1.1
名目GDP	前期比、%	0.5	▲5.2	2.2	▲0.5	▲7.9	5.5	0.5	▲2.1	0.8	2.1	▲0.3	0.1
GDPデフレーター	前年比、%	0.8	0.5	▲0.5	1.0	1.4	1.2	0.1	▲0.6	▲1.1	▲0.1	▲0.4	▲0.5
内需デフレーター	前年比、%	0.6	0.0	0.6	0.8	▲0.1	0.1	▲0.2	0.0	1.0	0.6	0.4	0.3

(注) 網掛けは1月8日時点での予測値

(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」より、みずほ総合研究所作成

[参考文献]

- 酒井才介・矢澤広崇 (2020) 「コロナショック長期化の影響～対人接触型サービス消費の低迷が及ぼすインパクト」、みずほ総合研究所『みずほインサイト』、2020年9月25日
- 酒井才介・古谷渉 (2020) 「追加経済対策の効果と課題～コロナ対策と経済構造転換の二兎を追う」、みずほ総合研究所『みずほインサイト』、2020年12月23日
- 嶋中由里子 (2020) 「コロナ禍の雇用・賃金調整～サービス業を中心に賃金調整が強まる公算大」、みずほ総合研究所『みずほインサイト』、2020年9月23日
- みずほ総合研究所 (2020) 「2020・21年度 内外経済見通し～世界経済は回復も、家計・企業行動の違いから各国でばらつき～」、2020年12月10日

¹ 本稿のシミュレーションにおける各指標の計算方法は下記の通り。なお、新規感染者数は実数、人口10万人当たり数とも以後方7日移動平均値。tは日次ベースの時系列インデックスを意味する。

- 人口10万人当たり新規感染者数(t) = 人口10万人当たり新規感染者数(t-1) × 前週比倍率(t)^{1/7}
前週比倍率：1月7日～21日は各都県の直近1週間の実績平均値、1月22日～2月14日は0.90倍、2月15日以降は0.70倍。
- 入院者数(t) = 入院者数(t-1) + (新規感染者数(t) - 新規感染者数(t-14)) × 入院率
入院率：各都県の直近2週間の実績平均値。埼玉県14.1%、千葉県16.4%、東京都13.7%、神奈川県7.3%。
- 入院病床使用率(t) = 入院者数(t) ÷ 入院患者受入確保病床数
入院患者受入確保病床数：各都県の直近実績値。
- 重症者数(t) = 入院者数(t-14) × 重症化率
重症化率：各都県の直近2週間の実績平均値。埼玉県6.7%、千葉県5.2%、東京都18.8%、神奈川県13.0%。
- 重症病床使用率(t) = 重症者数(t) ÷ 重症患者受入確保病床数
重症患者受入確保病床数：各都県の直近実績値。

² 前回の緊急事態宣言の発令期間において、1都3県の新規感染者数が減少した期間の前週比倍率の平均値を計算すると、0.65倍となる。

³ 品目別にサービス支出の価格弾力性を推計し、GoToトラベル延長により2021年1～3月期・4～6月期のサービス消費が+0.4%Pt押し上げられると試算している。みずほ総合研究所(2020)あるいは酒井・古谷(2020)を参照。

⁴ 財消費については、規制対象地域において2021年1～3月期の水準が(1月のモビリティ低下幅の想定に合わせ)2020年7～9月期程度まで減少し、前期比で耐久財は▲0.6%、半耐久財は▲0.5%、非耐久財は▲1.0%のマイナスとなることを見込んだ。規制対象地域のGDPシェアを加味すると、1～3月期の個人消費全体への影響は▲0.1%程度の下押しにとどまる計算だ。

⁵ 10～12月期の水準はみずほ総合研究所(2020)の見通しに基づくものであり、実際の前期比は12月の消費関連の統計結果に左右される点に留意されたい。

[共同執筆者]

経済調査部主任エコノミスト
アジア調査部主任研究員
経済調査部長

酒井才介 saisuke.sakai@mizuho-ri.co.jp
服部直樹 naoki.hattori@mizuho-ri.co.jp
山本康雄 yasuo.yamamoto@mizuho-ri.co.jp

- 当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償のみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。